

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

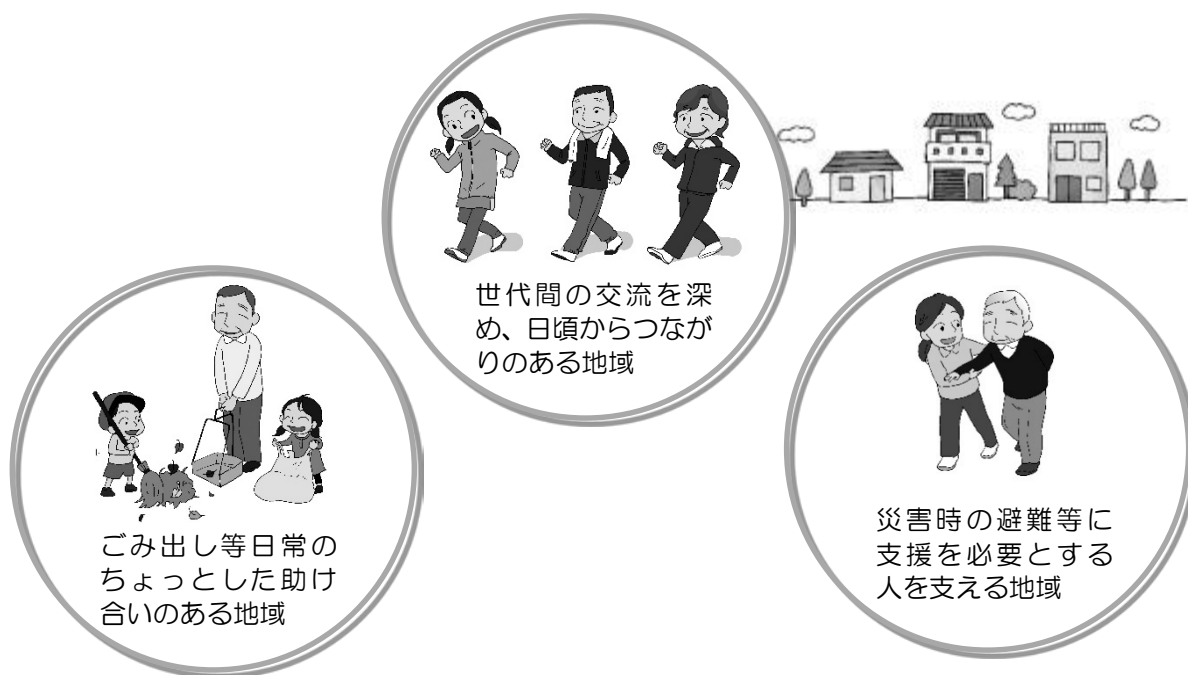
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 地域福祉の考え方

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人一人の福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、市民同士が互いに助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会※、行政等が、支え合いの取組について協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

【地域福祉の取組イメージ】



※社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきた、民間の福祉団体です。平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会においては、地域住民とともに住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

(2)「自助、互助、共助、公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、

- ①自分や家族でできることは自分で行うという「自助」
- ②隣近所や自治会等、近隣地域の中で協力し合うという「互助」
- ③支え合いの取組を関連機関等が連携して行うという「共助」
- ④行政が公的サービス等を行うという「公助」

の4つを組み合わせた視点が重要となります。

【自助、互助、共助、公助のイメージ】



市民 (自分・家族)	近隣地域 (隣近所、自治会等)	関連機関等 (社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の各種団体)	行政 (市、警察、消防、県等の行政機関)
自分でできることを、 自分や家族で行う	支え合いの取組を 近隣地域で協力して行う	支え合いの取組を関連 機関等が連携して行う	公的サービス等を 行政が行う

なお、平成 20 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として開催された地域包括ケア研究会による「地域包括ケアシステム研究会報告書」では「互助」を自治会等の住民組織やボランティア団体等による活動、「共助」を社会保障等の制度化された相互扶助としています。

2 計画策定の背景

(1) 社会情勢

わが国では近年、人口減少や少子高齢化、世帯の核家族化・単身化、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、高齢者や障がい者等の生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。

このような状況の中で、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、地域における助け合い・支え合いの重要性が再認識されるようになってきました。

しかし、地域における様々な課題は、行政等によるサービスだけではきめ細かに対応していくことは難しく、市民、地域の団体・機関、行政等のネットワーク化を図り、地域社会全体で、お互いに協力し合いながら課題解決に向けて取り組むことが必要とされています。

【主な社会潮流】

1) 地域の絆の重要性の再認識

平成 23 年に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、日頃から地域のつながりが深いところでは二次的な被害が少ないという報告や、仮設住宅等での孤立化の防止、コミュニティの再生支援のために「絆」や「つながり」を持ち続けることが重要であるということ等が浮かび上がり、隣近所との絆の重要性が再認識されました。

2) 地域包括ケアシステムの推進

平成 23 年の介護保険法等改正以降、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービス提供体制を構築することを目指す「地域包括ケアシステム」が推進されています。

諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行する中、国において、「地域包括ケアシステムは高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子どもを含め、地域のすべての住民にとっての仕組みである」という旨が示されています。

3) 生活困窮者自立支援の必要性

近年の厳しい社会経済情勢の影響を受けて、失業等により生活保護に至る世帯が増加するとともに、非正規雇用の労働者や年収 200 万円以下の給与所得者等、生活に困窮するリスクの高い層も増加している状況です。

今後は、これらの生活保護受給に至る前の段階で、生活困窮者の就労・自立の促進を図ることが課題となっています。

（２）国・県の動向

これまでの国の動きとしては、平成 12 年の社会福祉法の施行により地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられて以降、災害時要援護者支援のあり方を地域福祉計画に盛り込むことや、現行のしくみでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いのしくみづくりが重要であるということが示されてきました。

また、地域の中でのつながりがなく孤立死に至る等の痛ましい事件が起きてきたことから、平成 24 年には「地域において支援を必要とする者の把握や適切な支援について」の厚生労働省通知が出されました。

さらに、平成 25 年の厚生労働省「社会保障審議会（生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会）報告書」には、生活困窮者は地域から孤立していることが多いため、生活保護に至る前段階の自立支援や地域とのつながりを持てるような働きかけが一層必要となる旨が示され、平成 27 年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

栃木県においては、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成 28 年度に「栃木県地域福祉支援計画（第 3 期）（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し“ノーマライゼーション※¹社会の実現”と“ソーシャル・インクルージョン※²の推進（住民一人ひとりが住みよいまちづくり）”を計画に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

※1 ノーマライゼーションとは・・・

「障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルである」という考え方です。現在では、障害者福祉だけの理念にとどまらず、社会福祉全般の基本的理念ともなっています。

※2 ソーシャル・インクルージョンとは・・・

「社会的包摂」と訳され、貧困者や失業者、障がい者、外国人等を地域社会から排除するのではなく、すべての人たちがコミュニティの中で支え合い、助け合いながら生活していこうとする考え方です。

【主な国の動き】

	国の動き
平成 12 年	・社会福祉法の施行 ・介護保険法の施行 ・児童虐待の防止等に関する法律の施行
平成 18 年	・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成 22 年	・厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」
平成 24 年	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ・厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本 21（第2次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・災害対策基本法の改正（被災者支援の充実ほか）
平成 26 年	・厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・介護保険法の改正（地域支援事業の充実ほか）
平成 27 年	・生活困窮者自立支援法の施行
平成 28 年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

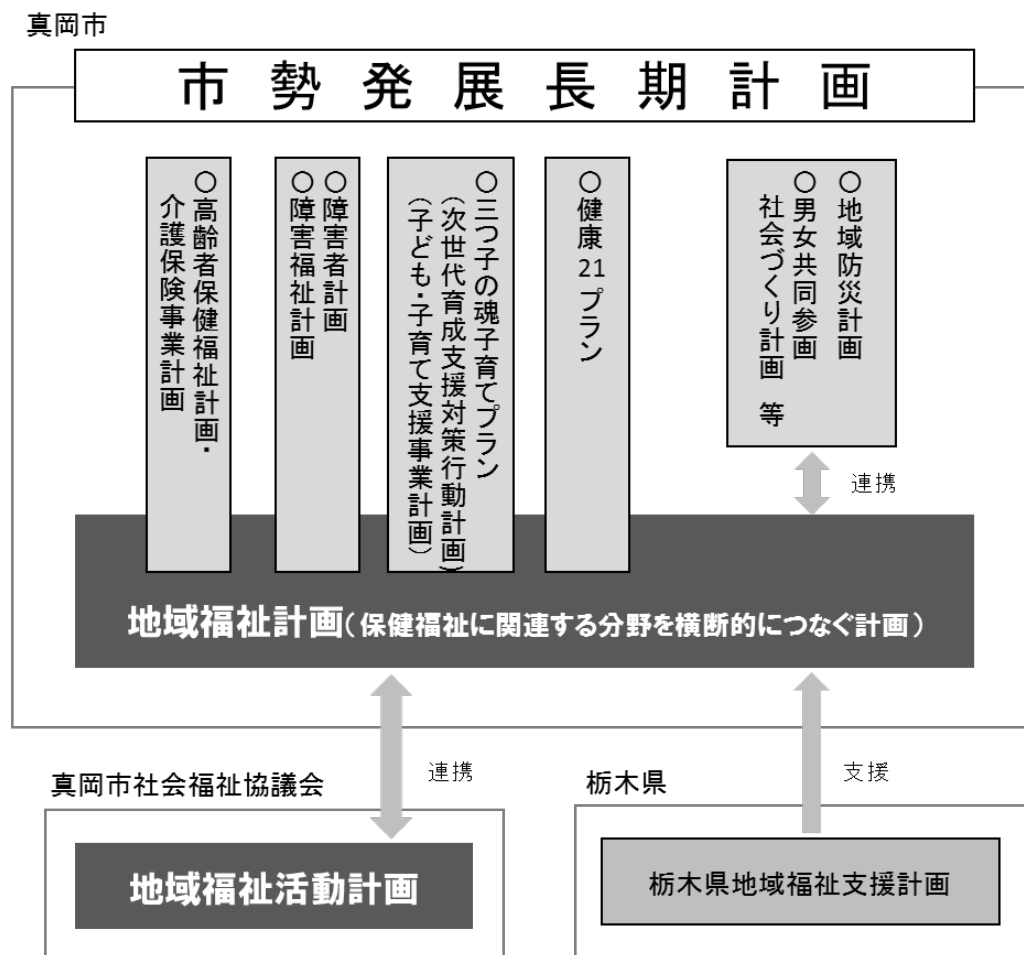
3 計画の位置付け

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉関係者及び保健・医療・教育等の関係機関、福祉サービス事業者等、住民が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する実践的な活動・行動計画です。

本計画においては、市政運営の基本方針である「市勢発展長期計画」を基盤とし、福祉に関連する高齢者、障がい者、児童、健康増進等の各個別計画との整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を図ることを目的としています。

【本計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5か年を計画期間とします。

国や栃木県、本市の市勢発展長期計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

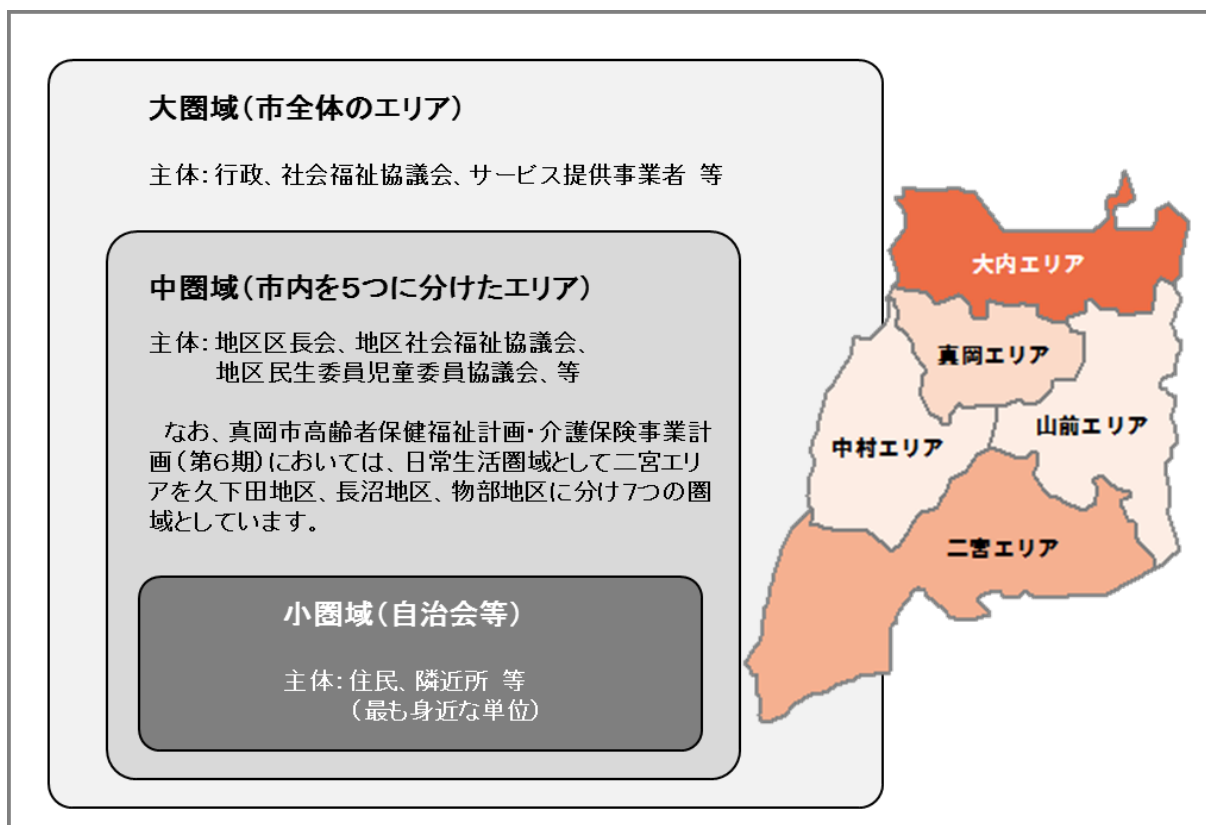
【各計画の期間】

主な計画名	平成 29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
市勢発展長期計画	第 11 次(H27～H31) 				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期計画(H29～H33) 				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第6期(H27～H29)			
障害者計画	第2期(H27～H32) 				
障害福祉計画		第4期(H27～H29)			
三つ子の魂子育てプラン (次世代育成支援対策行動計画) (子ども・子育て支援事業計画)	(H27～H31) 				
健康21プラン	第2期(H29～H35)				
地域防災計画 (平成 27 年3月改訂)					
男女共同参画 社会づくり計画	第3次(H29～H33) 				

5 圏域の考え方

本計画においては、第1期計画の考え方を継続させ、大・中・小の3層に分けた福祉圏域を設定します。これは市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備することで、市民がより身近で住み慣れた地域での活動を行い、効果的な地域福祉活動を展開することができるという考え方です。

【圏域の考え方】



なお、平成 27 年6月厚生労働省通知「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについて」では「大圏域」を第1層、「中圏域」を第2層、「小圏域」を第3層としています。

第2章 真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題

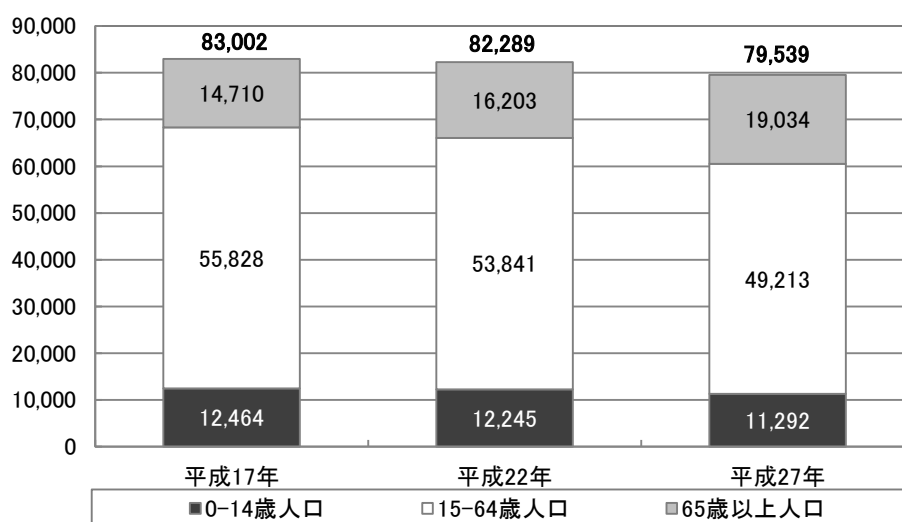
1 統計データからみる真岡市の現状

(1) 人口等の状況について

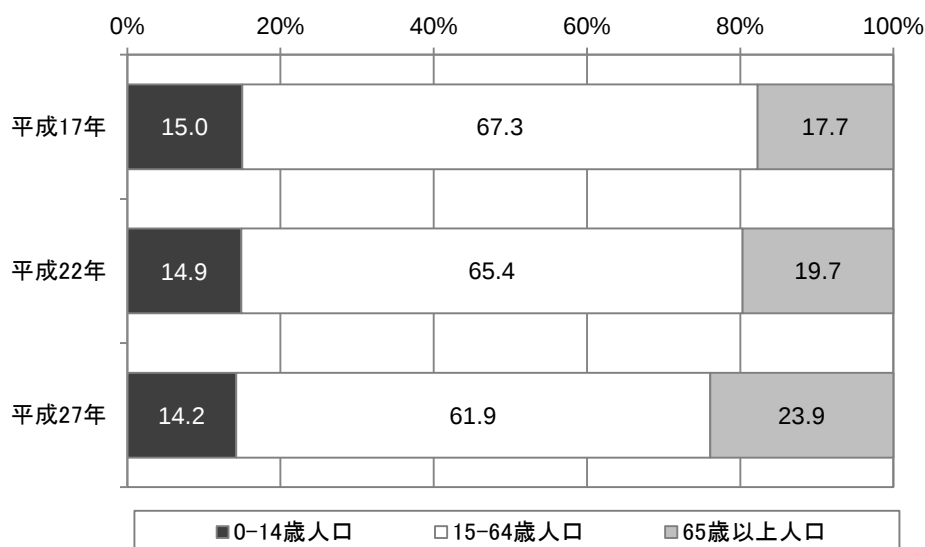
①総人口と年齢3区分別人口の推移

国勢調査による本市の総人口は、減少傾向がみられ、平成27年には79,539人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（老年人口）の増加とともに、0-14歳人口（年少人口）と15-64歳人口（生産年齢人口）の減少がみられ、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口と年齢3区分別人口】



【年齢3区分別人口構成比】



資料: 国勢調査

②地区別人口と高齢化率

(平成27年国勢調査小地域集計結果の公表により、変更となることがあります。)

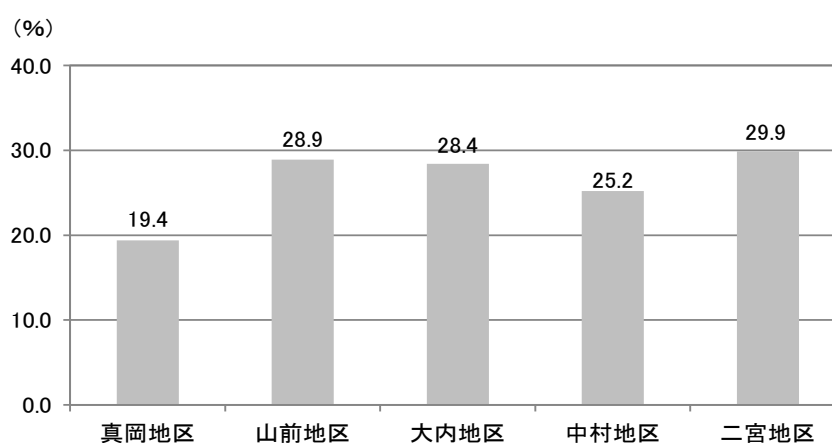
平成27年の地区別高齢化率をみると、真岡地区以外は20%台となっており、中でも二宮地区(29.9%)、山前地区(28.9%)、大内地区(28.4%)は数値が高くなっています。

【地区別人口及び高齢化率】

地区名	真岡地区	山前地区	大内地区	中村地区	二宮地区
人口(人)	38,282	7,964	6,524	11,801	14,968
高齢者人口(人)	7,427	2,302	1,853	2,974	4,479
高齢化率(%)	19.4	28.9	28.4	25.2	29.9

資料: 国勢調査(平成27年10月1日時点)

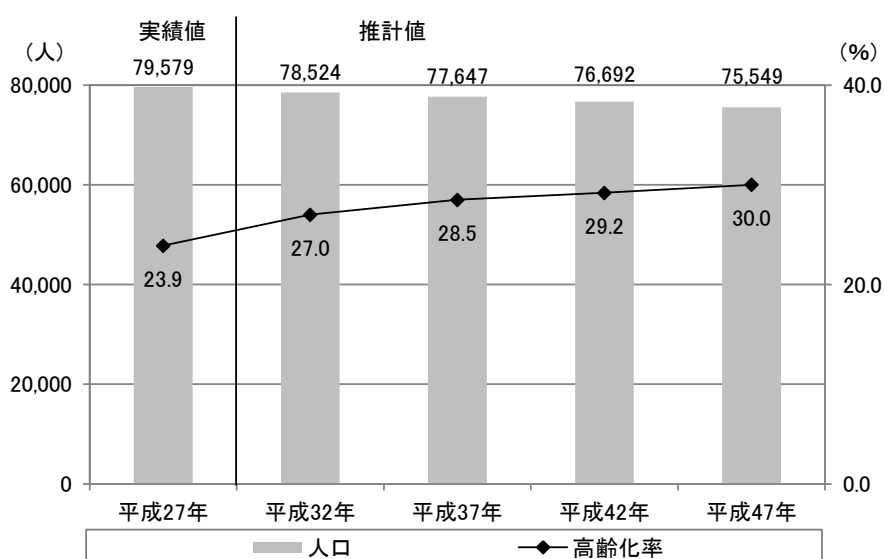
【地区別高齢化率】



③今後の人口及び高齢化率の推計

本市の人口ビジョンによると、今後も人口は減少し、高齢化率が高まることが予測されており、平成47(2035)年においては、人口が75,549人に減少し、高齢化率は30%にまで達するとされています。

【人口及び高齢化率の実績値と推計値】



資料: 国勢調査及び真岡市人口ビジョン

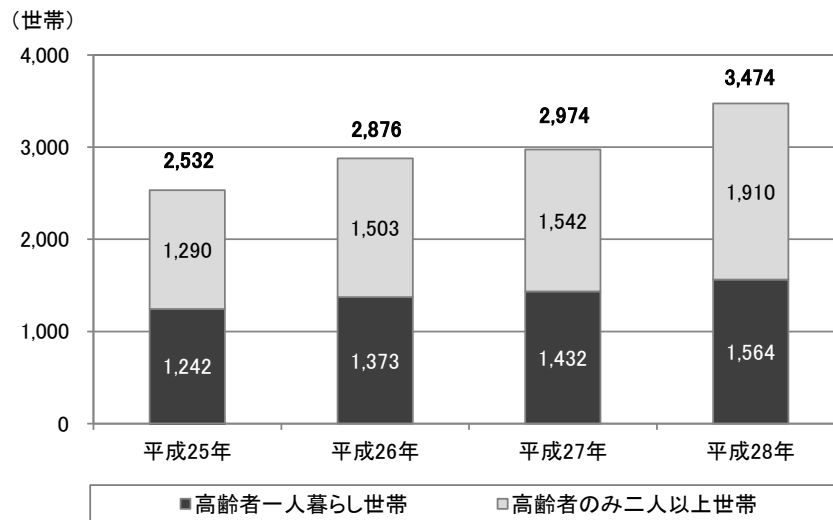
(2) 高齢者の状況

① 高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみの世帯数をみると、高齢者一人暮らし世帯と高齢者のみ二人以上世帯はともに増加しており、平成 28 年では、高齢者一人暮らし世帯が 1,564 世帯、高齢者のみ二人以上世帯が 1,910 世帯で、高齢者のみの総世帯数は 3,474 世帯となっています。

特に、高齢者のみ二人以上世帯における平成 27 年から平成 28 年にかけての増加が顕著で、400 世帯弱の増加となっています。

【高齢者のみの世帯数の推移】



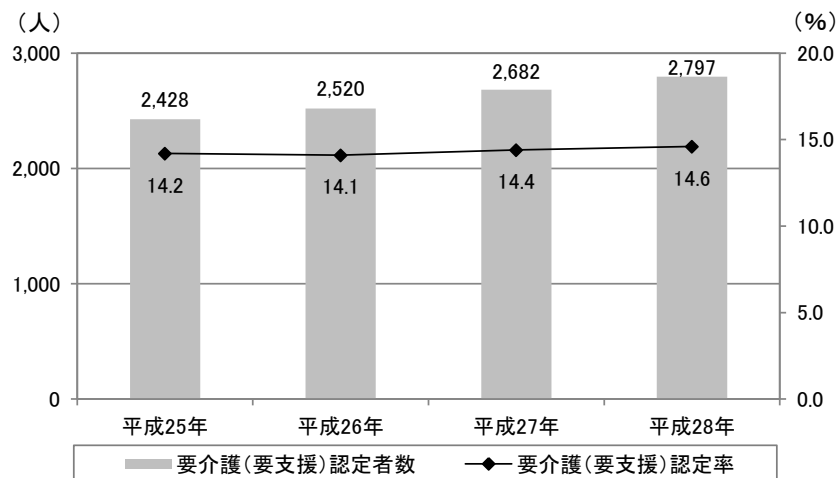
資料：民生委員高齢者実態調査(各年4月1日現在)

② 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数をみると、増加傾向がみられ、平成 28 年では 2,797 人となっています。

要介護（要支援）認定率は、おおむね横ばいとなっています。

【要介護（要支援）認定者数・認定率の推移】

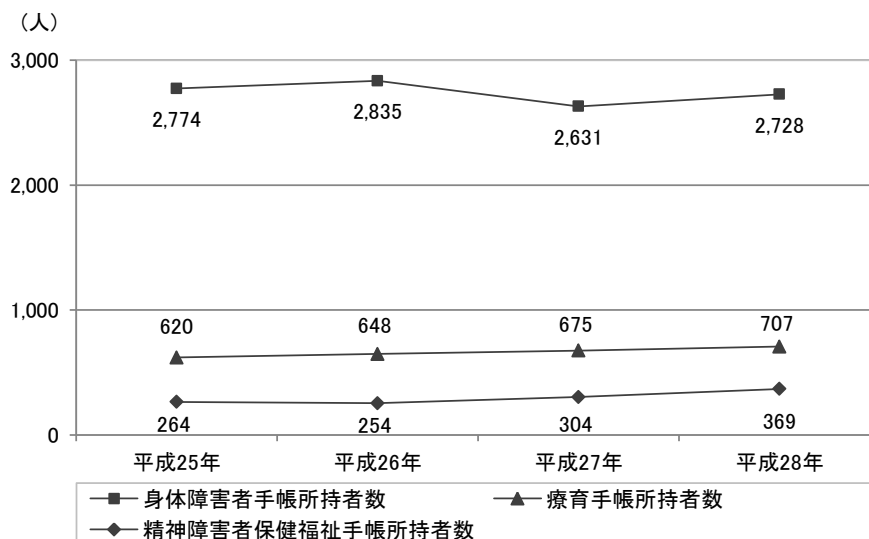


資料：介護保険事業状況報告(各年3月31日時点)

(3) 障がい者福祉関係の状況

障害者手帳種類別の所持者数をみると、平成 28 年では、身体障害者手帳所持者が 2,728 人、療育手帳所持者が 707 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 369 人となっており、平成 25 年から平成 28 年にかけて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、共に増加しています。

【障害者手帳種類別所持者数の推移】

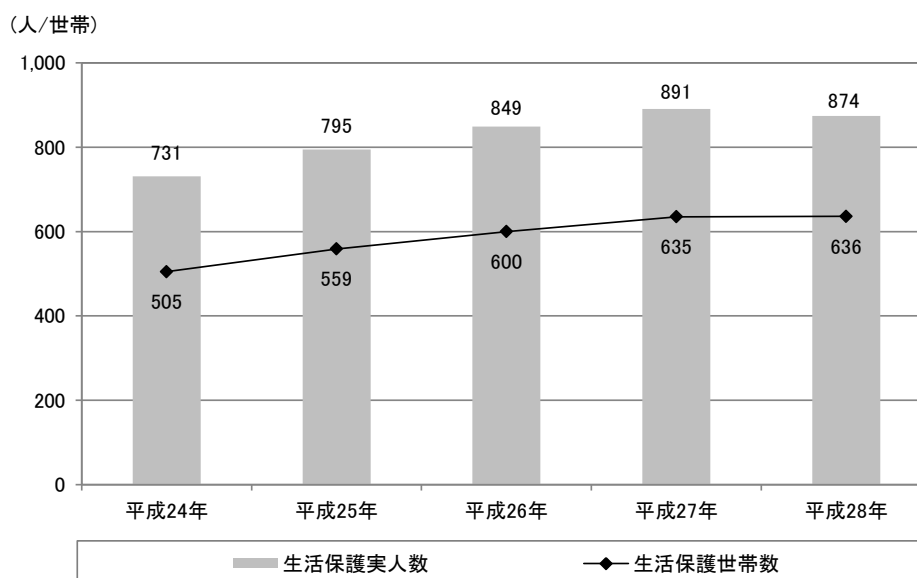


資料：とちぎリハビリテーションセンター（各年4月1日現在）

(4) 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、平成 28 年では、生活保護受給者が 874 人、生活保護受給世帯は 636 世帯となっており、いずれも平成 24 年から平成 27 年にかけては増加していますが、平成 27 年から平成 28 年にかけては横ばいとなっています。

【生活保護実人数・世帯数の推移】



資料：生活保護月報（各年4月1日現在）

2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民の意識や意向等を把握する「市民アンケート調査」を実施しました。

調査地域	真岡市全域
調査対象者	18歳以上の市内在住の方（無作為抽出）
調査期間	平成28年6月20日～7月4日
調査方法	郵送による発送、回収
回収結果	配布数：3,000件 有効回収数：1,302件 回収率：43.4%

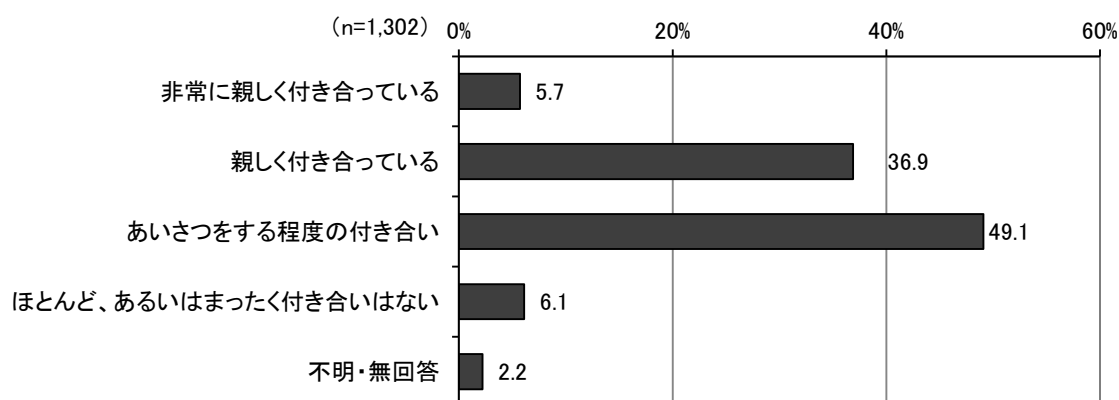
(2) 調査結果のポイント

①近所付き合い等について

近所付き合いの希薄化がみられる中、仕事や家事・介護・育児などに忙しく、自治会等の活動への参加ができていない状況がうかがえます。

- 近所の人との付き合い状況をみると、「あいさつをする程度の付き合い」が49.1%で最も多く、年代別では50歳代以下がそれぞれ5割以上となっています。

◇近所の人との付き合い状況（単数回答）

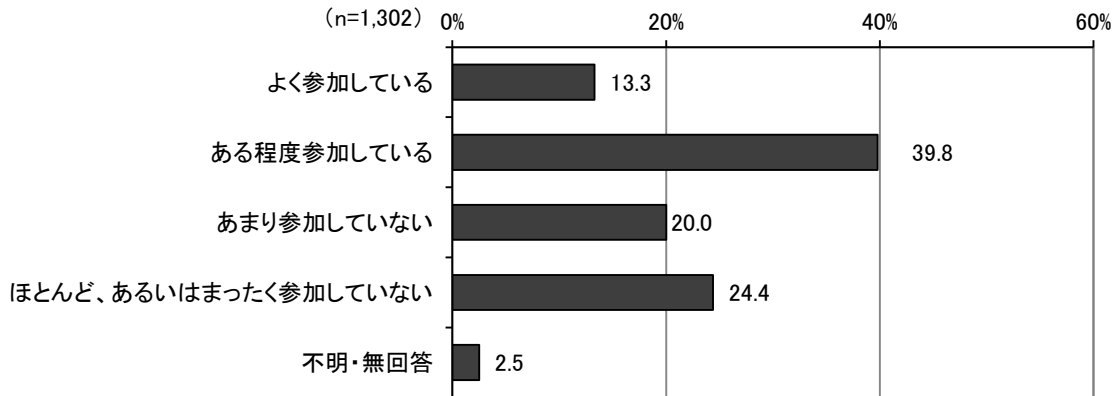


◇近所の人との付き合い状況／「あいさつをする程度の付き合い」年齢別回答率（単数回答）

	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳以上
n	14	91	166	157	205	141	200	312
回答率 (%)	50.0	64.8	56.6	60.5	59.0	46.8	43.5	34.0

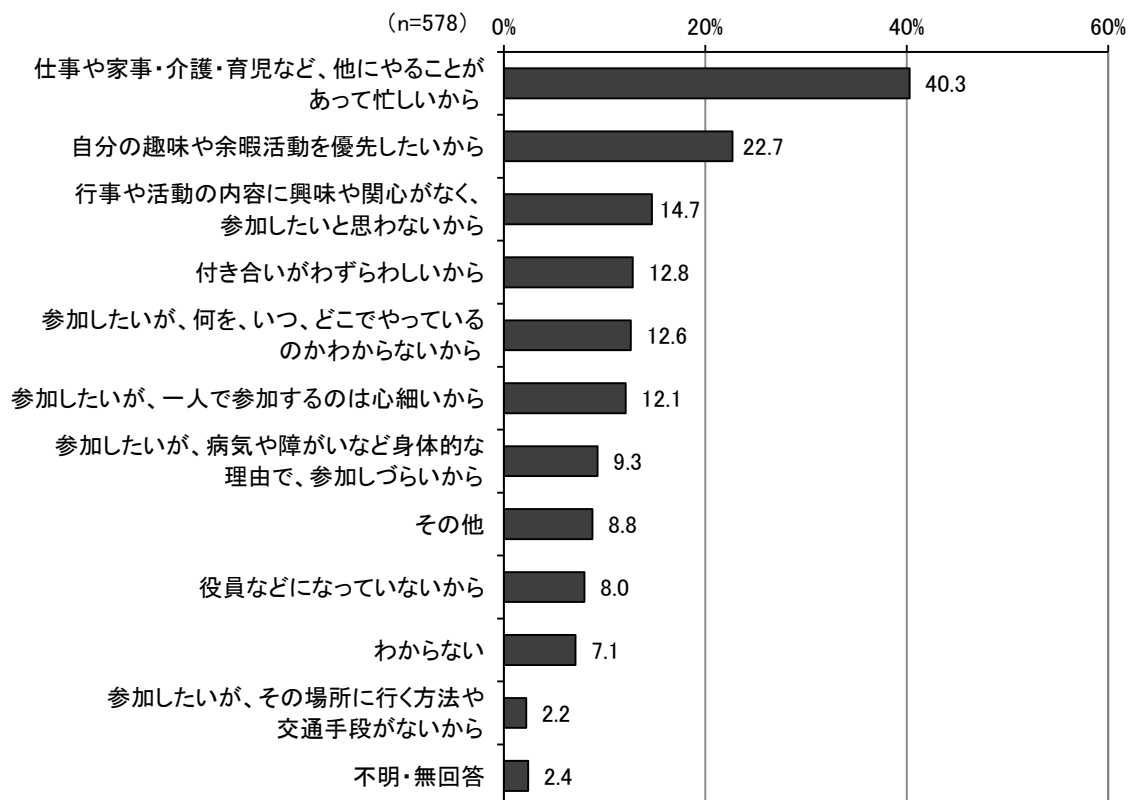
- 区・町会等の活動参加状況をみると、「よく参加している」が 13.3%、「ある程度参加している」が 39.8%で、この二つの合計は 53.1%となっています。一方で、「あまり参加していない」の 20.0%と「ほとんど、あるいはまったく参加していない」の 24.4%の合計は 44.4%となっています。

◇区・町会等の活動参加状況(単数回答)



- 区・町会等の活動への不参加理由をみると、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあるから忙しいから」と「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が上位となっています。

◇区・町会等の活動への不参加理由(複数回答)

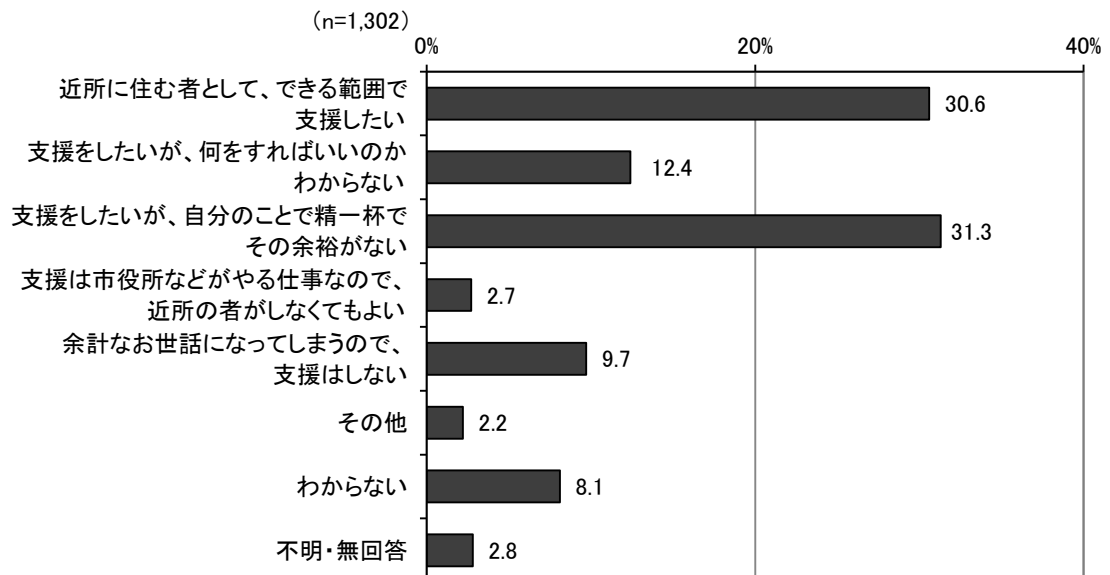


②隣近所への支援意識について

隣近所で支援を必要としている人に対して、支援をしたいと思う市民の割合は多く、市民の支援意識の高さがうかがえます。

- 隣近所への支援意識をみると、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」(30.6%)と「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」(12.4%)、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(31.3%)を加えると、支援したい市民は 74.3%となっています。

◇隣近所への支援意識(単数回答)

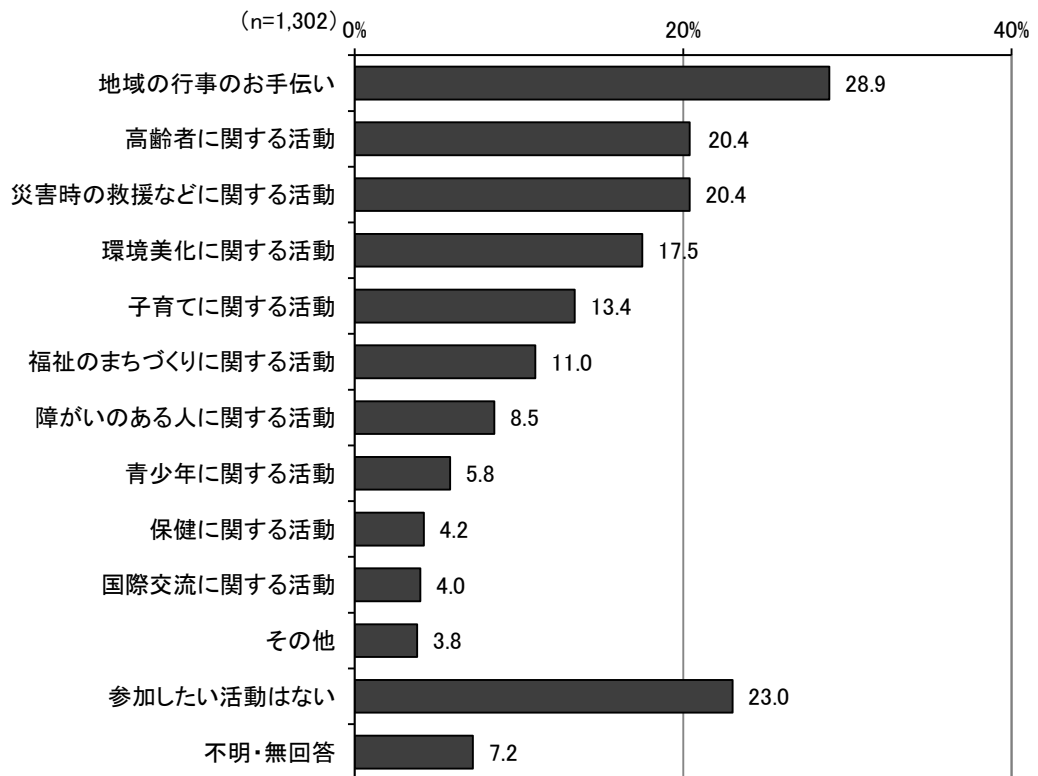


③ボランティア活動等の今後の参加意向・条件について

ボランティア活動等の今後の参加意向や参加条件の市民ニーズをとらえ、ボランティア参加のきっかけづくりや情報提供につなげていくことの重要性がうかがえます。

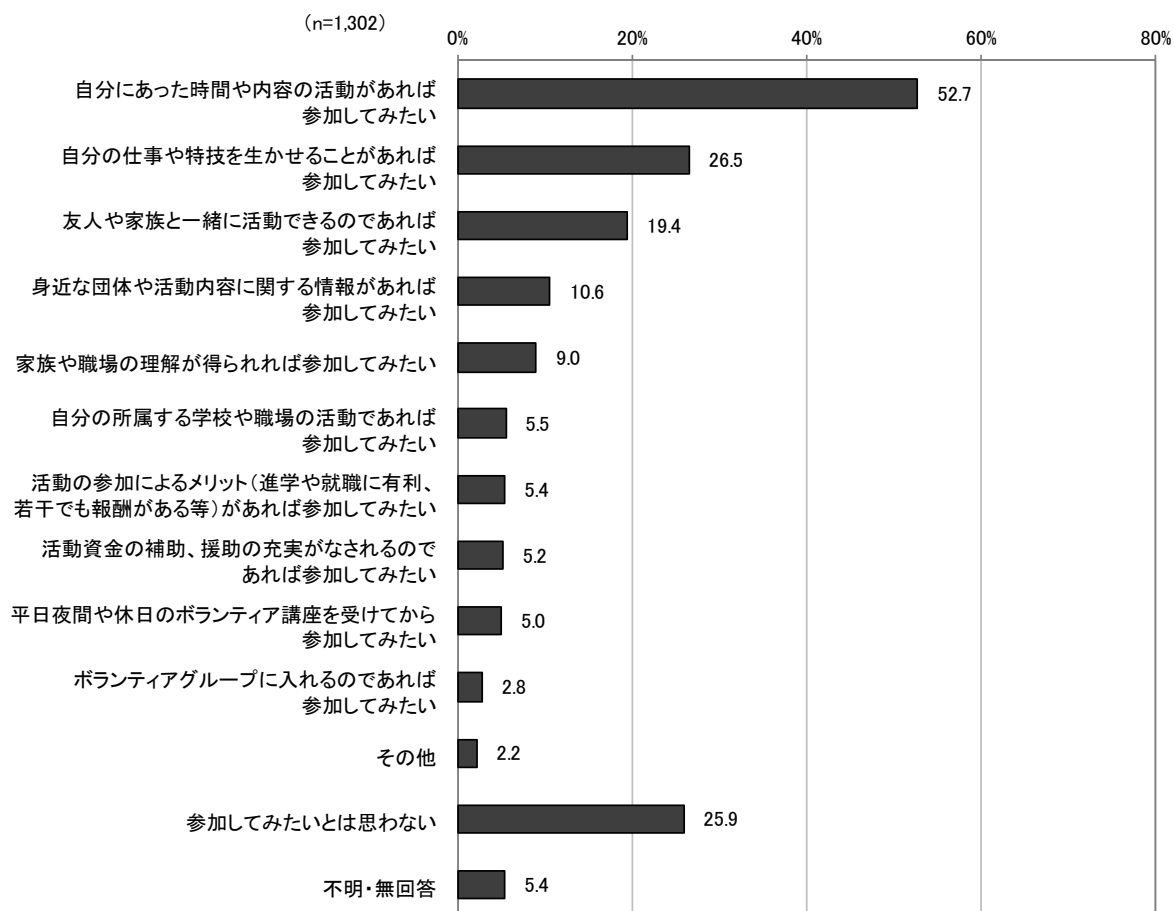
- ボランティア活動等の今後の参加したい活動をみると、「地域の行事のお手伝い」、「高齢者に関する活動」、「災害時の救援などに関する活動」が上位となっています。一方で、「参加したい活動はない」が23.0%となっています。

◇ボランティア活動等の今後の参加したい活動(複数回答)



- ボランティア活動等の参加条件をみると、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が上位となっている一方で、「参加してみたいとは思わない」が25.9%となっています。

◇ ボランティア活動等の参加条件（複数回答）

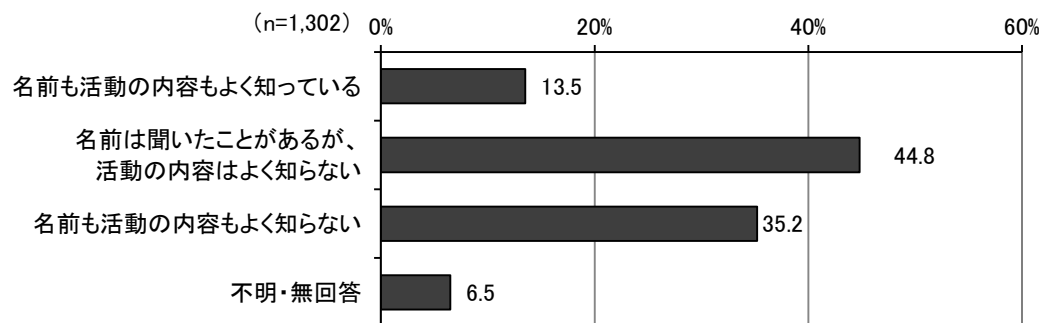


④社会福祉協議会等の認知状況について

地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の認知度は低く、更なる周知が必要であると考えられます。

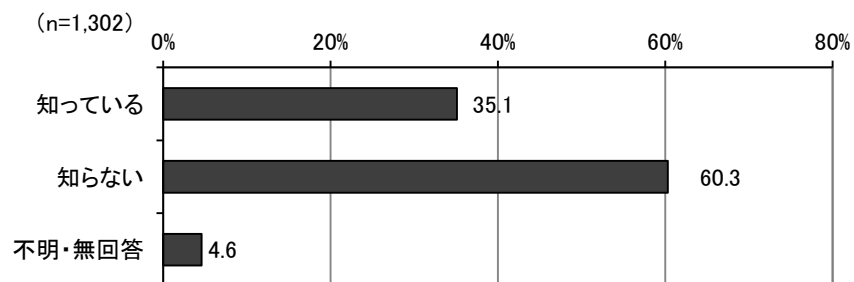
- 社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が44.8%、「名前も活動の内容もよく知らない」が35.2%となっています。

◇社会福祉協議会の認知状況(単数回答)



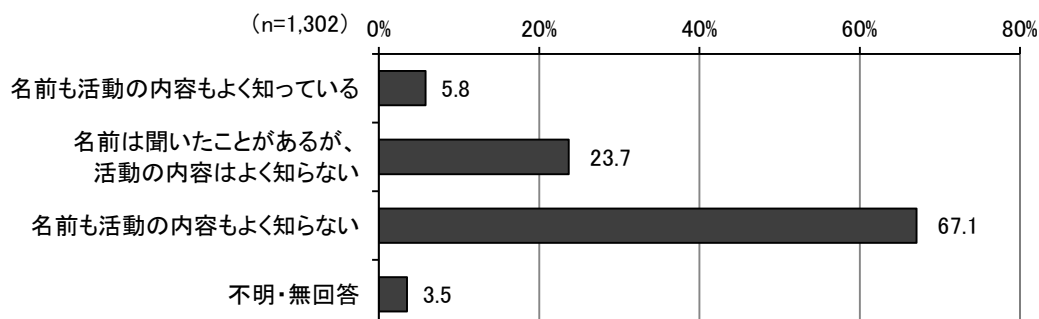
- 地区民生委員・児童委員の認知状況をみると、「知らない」が60.3%となっています。

◇地区民生委員・児童委員の認知状況(単数回答)



- 地域福祉推進員の認知状況をみると、「名前も活動の内容もよく知らない」が67.1%となっています。

◇地域福祉推進員の認知状況(単数回答)

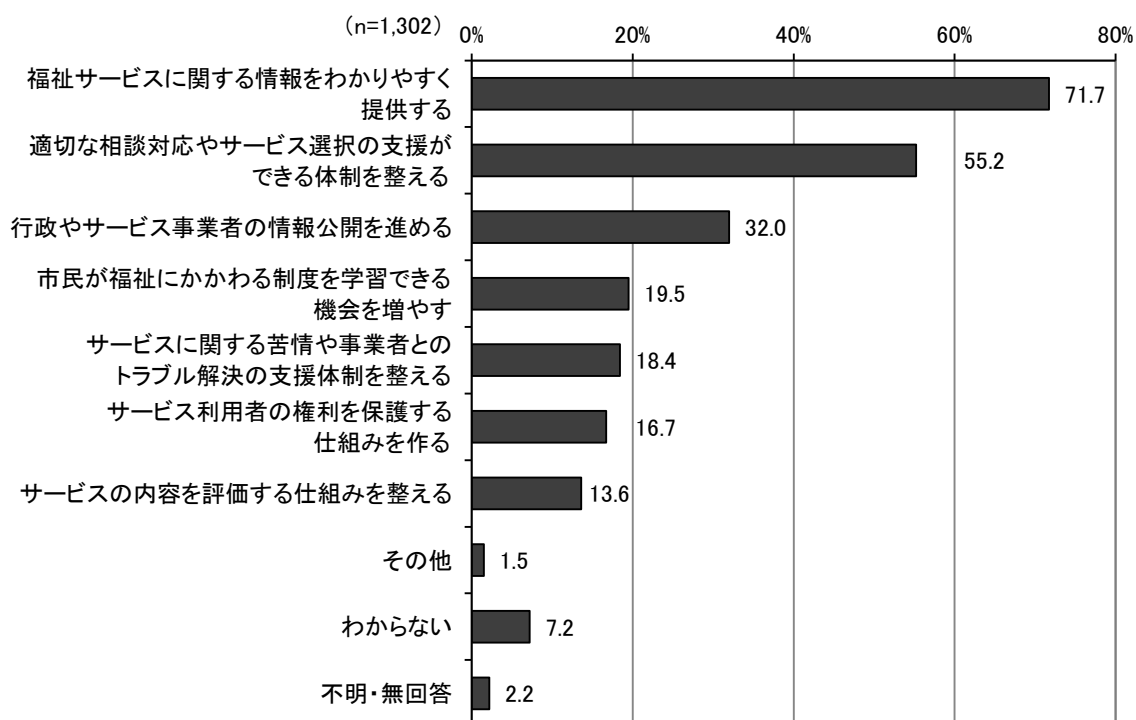


⑤利用者が福祉サービスを安心して利用するための取組について

市においては、福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供が求められています。

- 利用者が福祉サービスを安心して利用するために取り組むべきことをみると、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」が71.7%で、最も多くなっています。

◇利用者が福祉サービスを安心して利用するために取り組むべきこと(複数回答)



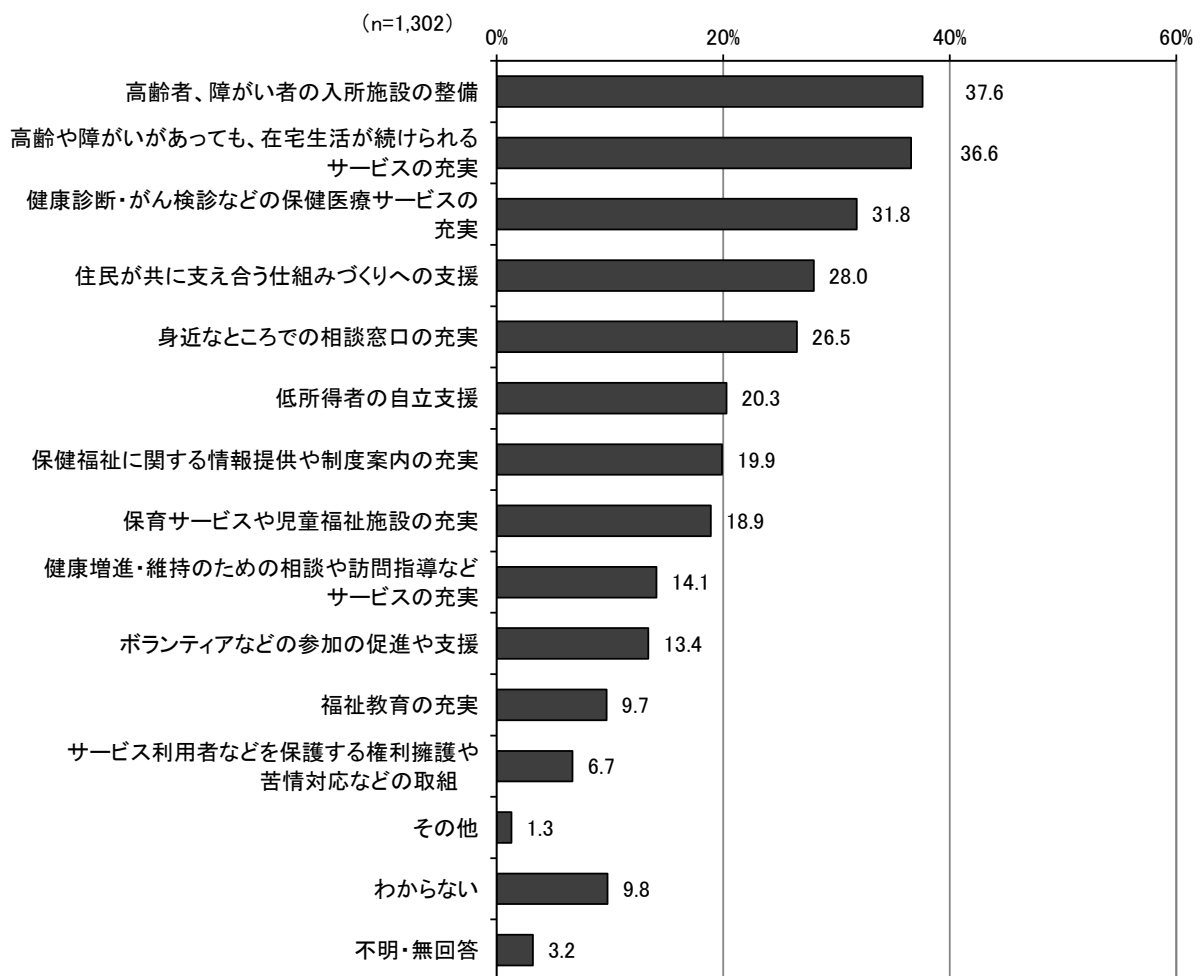
⑥市や社会福祉協議会が今後取り組むべき施策について

市の取組としては、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」等の市民の多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

社会福祉協議会の取組としては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「在宅福祉サービスの充実」等が求められています。

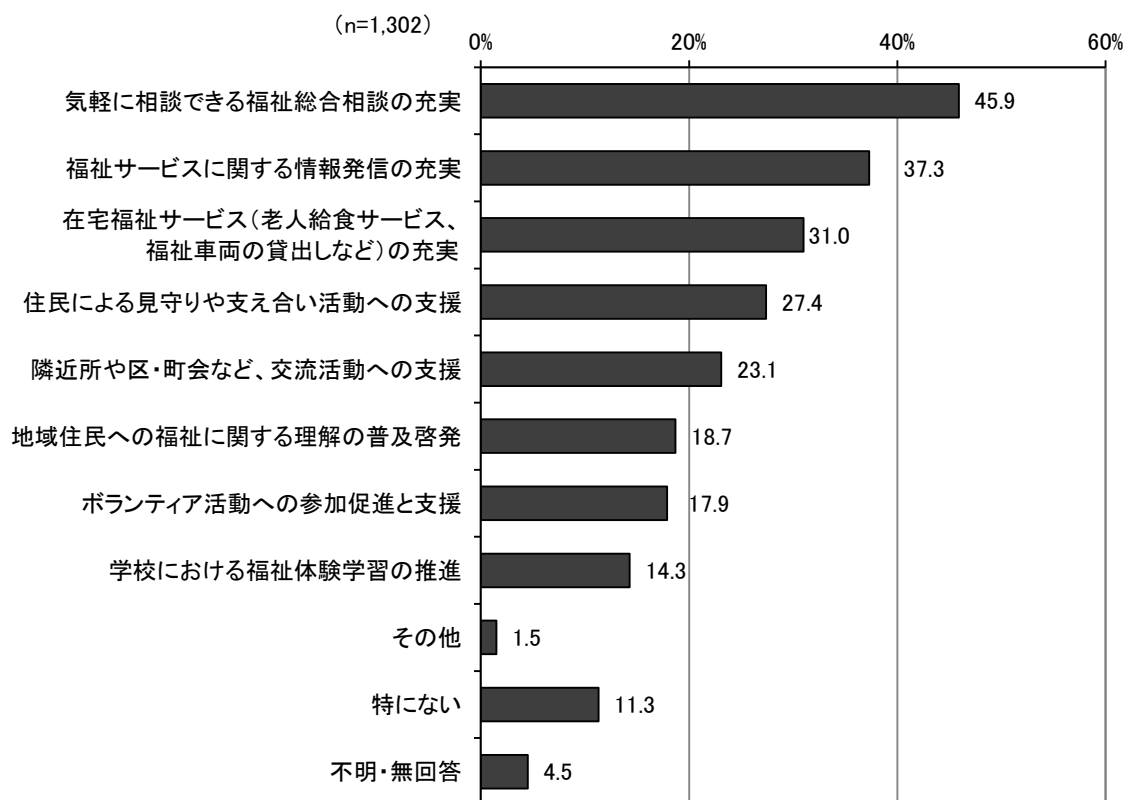
- 今後の市が取り組むべき施策をみると、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」、「身近なところでの相談窓口の充実」等が上位となっています。

◇今後の市が取り組むべき施策(複数回答)



- 社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」とともに、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「在宅福祉サービス（老人給食サービス、福祉車両の貸出しなど）の充実」等が上位となっています。

◇社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援（複数回答）

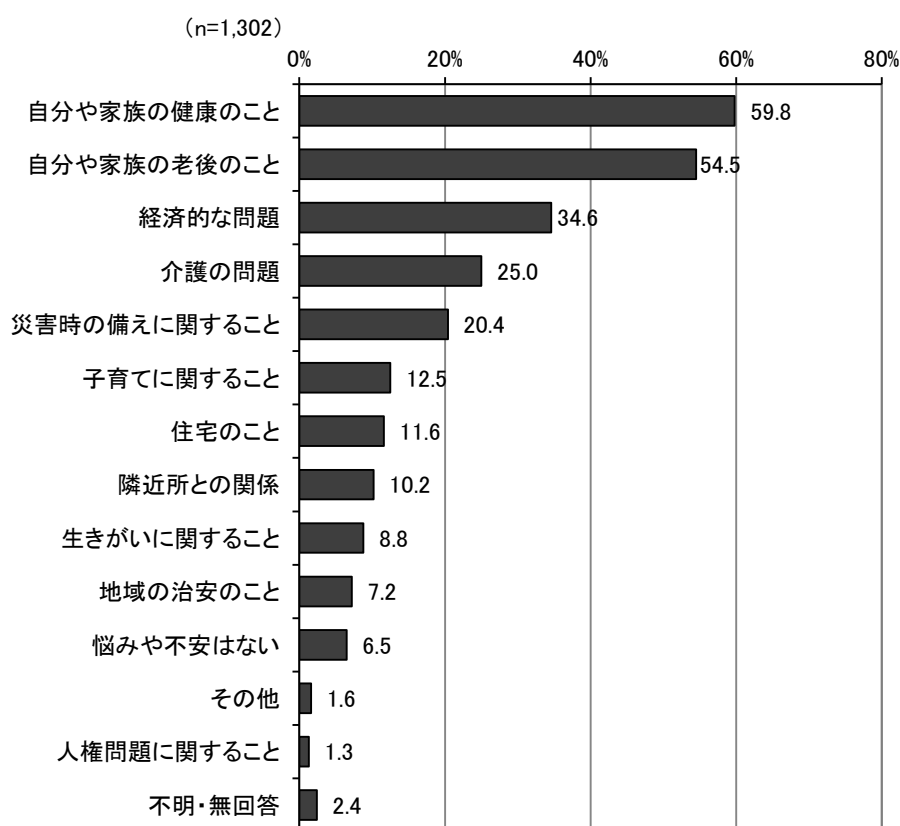


⑦日々の生活における悩みや不安について

「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」に不安を感じる市民は多く、健康づくりや生きがいにつながる施策の充実が必要であることがうかがえます。

- 日々の生活における悩みや不安をみると、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」が上位となっています。

◇日々の生活における悩みや不安(複数回答)



⑧災害時の備えについて

災害に関する意識が高まる一方で、防災訓練の参加率は低いことが見受けられます。また、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援計画が必要であると考えられています。

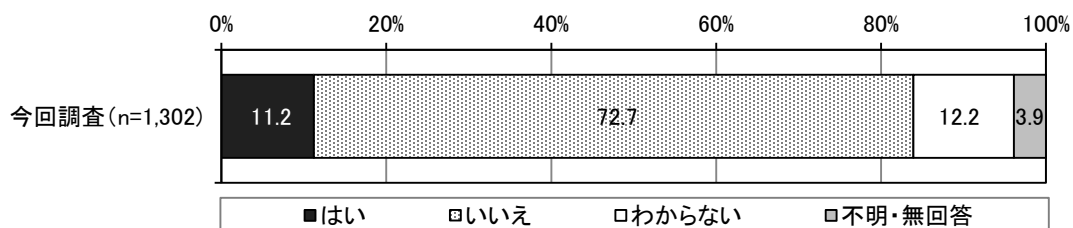
- 日々の生活における悩みや不安での「災害時の備えに関すること」をみると、前回調査と比べ、8.4ポイント多くなっています。

◇日々の生活における悩みや心配ごとでの「災害時の備えに関すること」(複数回答)

前回調査(n=1,302)	今回調査(n=2,082)
12.0%	20.4%

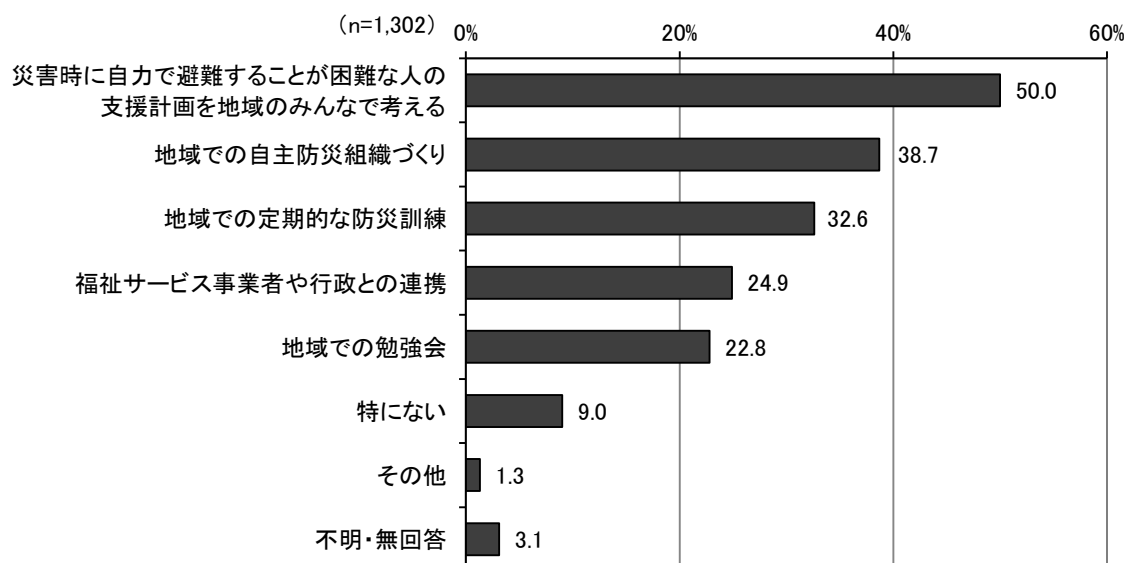
- 防災訓練の参加状況をみると、「はい」が11.2%、「いいえ」が72.7%となっています。

◇防災訓練の参加状況(単数回答)



- 災害時に住民同士が協力し合えるために必要なことをみると、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」、「地域での自主防災組織づくり」、「地域での定期的な防災訓練」が上位となっています。

◇災害時に住民同士が協力し合えるために必要なこと(複数回答／あてはまるもの3つまで)



3 関係団体等の現状

(1) 民生委員児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けた人です。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする人々に対し、生活や福祉全般に関する支援を行っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な支援を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

本市には真岡東部地区民生委員児童委員協議会、真岡西部地区民生委員児童委員協議会、山前地区民生委員児童委員協議会、大内地区民生委員児童委員協議会、中村地区民生委員児童委員協議会、二宮地区民生委員児童委員協議会の6つの地区民生委員児童委員協議会があり、151名の民生委員・児童委員がいます。

地区民生委員児童委員協議会数		6 組織
民生委員・児童委員数		151 名
内訳	区域担当民生委員・児童委員数	139 名
	主任児童委員数	12 名

【区域担当民生委員・児童委員の活動】

- ・住民の生活状態を把握
- ・福祉サービスを利用する人への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を経営するものや福祉活動を行うものとの連携とその活動の支援
- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待への取組
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

（２）自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、自主的に組織し運営している市民の組織です。市には、現在 134 区の自治会があり、地域の誰かが生きがいをもって安心して暮らせる社会を築くため、防災・防犯・交通等の安全安心を守る活動、生活環境を守る活動、身近な福祉を育てる活動等に取り組んでいます。

一方で、自治会の加入率の推移をみると年々低下しており、自治会未加入者の加入促進が求められています。

【自治会加入率の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自治会 加入率（％）	81.9	78.2	77.9	77.3	76.6

※各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳上の世帯数に対する、各自治会に加入している世帯の合計数の割合

（３）地域公民館

地域公民館は、自治会等で自主的に設置され、市内で 167 館あります。地域公民館では、「公民館まつり」をはじめ、花づくりを通じて地域住民同士のふれあいを持ち、地域の環境美化、地域づくりを推進する「花いっぱい運動」や率直な意見を出し合い、地域公民館の在り方や、青少年の健全育成等、諸問題について話し合う「地域座談会」、地域芸能の後世への伝承や地域の連帯感と郷土愛の心を育むことを目的として、地域に根ざした芸能を一堂に発表する「地域芸能発表会」等、地域の特性を生かした地域づくり事業を行っています。

（４）子ども会育成会

子ども会とは子どもたちが自分で考え、主体的に活動することを目的とした組織です。本市では自治会単位で組織されることが多く、スポーツ大会やお楽しみ会、クリスマス会、清掃活動等を行っています。また、育成会は子ども会に所属する子どもたちの保護者で構成され、子ども会の活動を側面から支援するための組織であり、双方を合わせて子ども会育成会と称しています。

近年は、少子化の影響で会員数は減少していますが、市内には130単位の子ども会育成会が活動しています。

（５）老人クラブ

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の方で、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する人たちで組織する、地域を基盤とした自主組織であり、高齢者が生きがいと健康づくり、レクリエーション等に取り組む「生活を豊かにする楽しい運動」と、高齢者が持っている経験と知恵を生かして「地域を豊かにする社会運動」に取り組んでいます。

現在、市内には 80 の老人クラブがあり、各クラブの実情に応じ、ゲートボールや健康体操等の健康づくり、児童の見守りや防犯パトロール、公園の清掃等の社会奉仕活動、学習会や展示会等の教養文化活動を行っています。

（６）市民活動団体（NPO、ボランティア）

市内には NPO 法人をはじめとする多くの市民活動団体が様々な分野で、地域に根付いた社会貢献活動を行っています。市では真岡市市民活動推進センター「コラボレもおか」を中心として、市民活動団体やボランティア等において既に活動している人たちや、これから活動しようとしている人たちに対して、交流の場の提供や相談、研修・講座の開催、情報発信等を行っています。

また、真岡市社会福祉協議会には地域福祉活動を目的とする市民活動団体で構成する真岡市ボランティア連絡協議会があり、行政や各福祉関係団体等が主催するイベントへの協力等を行っています。

現在、市内には福祉活動を行っている 253 の市民活動団体があります。

4 第1期計画の取組評価

市及び社会福祉協議会では、第1期計画に掲げた施策について、市での真岡市地域福祉計画庁内検討委員会と社会福祉協議会での真岡市地域福祉活動計画作業委員会とともに、双方で市民の代表者等で構成する真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会で評価を行い、特に次期計画に求められるものを以降にまとめました。

【第1期計画における基本目標及び施策】

基 本 目 標	施 策
【基本目標1】 共に助け合い、支え合えるまち	(1) 支え合いの仕組みづくり
	(2) 福祉意識の向上のための取組
	(3) 福祉活動を担う人材の育成
【基本目標2】 充実した福祉サービスのあるまち	(1) 地域福祉ネットワークの構築
	(2) 地域における福祉サービスの充実
	(3) 相談体制と情報提供の充実
	(4) 福祉サービスの質的向上
【基本目標3】 安全で安心して暮らし続けられるまち	(1) 暮らしやすい住環境の整備
	(2) 安心して暮らせる環境の整備
	(3) 市民一人一人の人権の尊重

基本目標 1 「共に助け合い、支え合えるまち」に係る評価

①市における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 支え合いの仕組みづくり	地域福祉づくり推進事業の高齢者等見守りネットワーク事業や支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て中の親を地域で支援する地域共助活動推進事業を実施している区が少ないため、更なる周知による実施区数の拡大が求められています。また、様々な地域活動を行う自治会への加入率や老人クラブ数の減少が見られる中、今後も継続した活動ができるよう支援していくことが必要とされています。
(2) 福祉意識の向上のための取組	地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動内容の更なる周知が求められています。また、福祉の心の醸成のため、高齢者や障がい者への理解を深める福祉教育等の更なる充実が必要とされています。
(3) 福祉活動を担う人材の育成	より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう広報紙等を通じ、様々なボランティア活動を紹介することで、ボランティアへの参加意欲の高揚を図ることが重要とされています。

②社会福祉協議会における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 支え合いの仕組みづくり	地域における老人クラブ未加入者への支援及び障がい者に対する取組が求められています。また、地区によって配置が困難な地域福祉推進員の対応策とともに、自治会未加入者への地域福祉活動の啓発強化が必要とされています。
(2) 福祉意識の向上のための取組	学校の福祉教育への協力のほか、授業外での体験学習の充実が求められています。
(3) 福祉活動を担う人材の育成	ボランティア養成講座の募集方法や研修後、活動に結びつく支援等が必要とされています。また、ボランティア活動に関する地域ニーズの発掘を進めるとともに、ボランティア活動の未経験者を活動参加等に結び付ける対応が求められています。

基本目標２「充実した福祉サービスのあるまち」に係る評価

①市における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(１) 地域福祉ネットワークの構築	引き続き、誰もが気軽に参加できる交流活動や相談、情報提供の場の充実が求められています。
(２) 地域における福祉サービスの充実	ファミリー・サポート・センターの更なる周知による利用者拡大が求められています。また、地域で健康づくりを支援する事業の地区別実施率に差があるため、実施率の低い地区への働きかけが求められています。
(３) 相談体制と情報提供の充実	あらゆる悩みごとの相談窓口である心配ごと相談や障がい者を各種サービスにつなげる真岡市障害児者相談支援センターの更なる周知が必要とされています。
(４) 福祉サービスの質的向上	介護施設利用者からの声を聞く介護相談員を介護事業所へ派遣する介護サービス適正実施指導事業の周知や利用促進が求められています。

②社会福祉協議会における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(１) 地域福祉ネットワークの構築	地区社会福祉協議会の合同研修会等の交流の機会の拡大が求められています。また、ふれあい・いきいきサロンが開設されていない地区への開設促進が必要とされています。
(２) 地域における福祉サービスの充実	老人給食サービスの利用者増への対応強化と自治会等との情報共有による見守り活動の改善が求められています。また、要支援者の多様なニーズに対応するため、関係機関との連携強化が求められています。
(３) 相談体制と情報提供の充実	社協だよりの自治会未加入者への配布方法の検討が求められています。
(４) 福祉サービスの質的向上	地区社会福祉協議会の活動の更なる活性化に向けた対応が求められています。

基本目標3「安全で安心して暮らし続けられるまち」に係る評価

①市における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 暮らしやすい住環境の整備	公共施設等のバリアフリー化の推進が求められています。また、障がい者福祉タクシーの未申請者に対する申請促進とともに、いちごタクシー（デマンドタクシー）、コットベリー号（コミュニティバス）の利用状況等に応じて運行内容の改善が求められています。
(2) 安心して暮らせる環境の整備	避難行動要支援者への支援体制の更なる強化が求められています。また、交通事故が増加傾向にある高齢者に対する交通安全意識の啓発をはじめ、消費生活に関する情報の更なる周知や防犯パトロールの強化等が必要とされています。
(3) 市民一人一人の人権の尊重	社会福祉法人等が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人等の保護・支援を行う法人後見事業の整備による成年後見制度の利用促進が求められています。また、虐待やDVに関する相談件数や複雑困難なケースの増加がみられる中で、関係機関との連携を図った支援強化が求められています。

②社会福祉協議会における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 暮らしやすい住環境の整備	福祉車両の増車の検討が必要とされています。
(2) 安心して暮らせる環境の整備	災害が発生した場合の安否確認を実施する職員が不足することへの対応とともに、事業所ごとの災害対応マニュアルの策定が必要とされています。
(3) 市民一人一人の人権の尊重	成年後見制度の市民への更なる周知とともに、日常生活自立支援事業における専門員の体制整備が求められています。

5 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

近年の社会情勢をはじめ、本市における統計データ、市民アンケート調査、評価結果を踏まえ、取り組むべき課題について整理すると、以下のように大別されます。

現状と課題 1 「助け合いの意識に関すること」

○近年では、東日本大震災を契機に、隣近所との絆の重要性が再認識される中、地域における支え合い、助け合いの意識の醸成が重要とされています。

○市民アンケート調査では、近所付き合いの希薄化がみられる一方、隣近所で支援を必要としている人に対して支援をしたいと思う市民の割合は多く、小圏域における福祉活動参加へのきっかけづくりが必要とされています。

○市民アンケート調査では、今後参加したいボランティア活動等について「地域の行事のお手伝い」、「環境美化に関する活動」が、ボランティア活動等に参加するための条件として「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が上位となっている一方で、「参加したい活動はない」とする市民もあり、ボランティア活動に関する更なる情報の提供が求められています。

○市の取組においては、自治会加入率や老人クラブ数の低下に伴い、地域活動への参加者の減少が懸念されるため、今後も継続した活動ができるよう支援していくことや、福祉意識の向上のため、民生委員・児童委員活動をはじめとする地域福祉活動の更なる周知が必要です。また、社会福祉協議会の取組として、自治会未加入者への地域福祉活動の啓発強化をはじめ、学校の福祉教育への協力やボランティア活動の更なる活性化が求められています。

このような課題を踏まえ、



「共に助け合い、支え合うまち」づくり

が必要とされています。

現状と課題 2 「福祉サービスに関すること」

○近年では、超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの推進と生活困窮者への支援が重要とされています。

○市民アンケート調査では、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の認知度は低く、更なる周知が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信が求められており、特に福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供が必要とされています。

○市民アンケート調査では、今後充実してほしい市の取組として、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」等があり、市民の多様な福祉ニーズに対応した地域における福祉サービスの充実が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる福祉総合相談の実施、老人給食サービスや福祉車両の貸し出し等、在宅福祉サービスの推進が必要とされています。

○市民アンケート調査では「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」を不安に感じる市民は多く、健康・生きがいづくりにつながる施策の充実が求められています。

○市の取組においては、引き続き、交流活動や相談、情報提供の場である地域福祉活動基盤の充実や各種相談窓口等の福祉サービスに関する周知が求められており、社会福祉協議会の取組においては、地区社会福祉協議会の交流機会の拡大等地域ネットワークの強化が課題として挙げられています。また、地域の実情にあわせた活動を展開するため、中圏域（真岡地区、山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区）ごとに設置されている地区社会福祉協議会への更なる支援が課題として挙げられています。

このような課題を踏まえ、



「充実した福祉サービスのあるまち」づくり

が必要とされています。

現状と課題 3 「安全安心に関すること」

○近年、全国各地で大きな災害が発生している中、災害に対する市民の意識は高まっており、特に災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、平常時から地域で支援方法について話し合うことが重要とされています。

○市民アンケート調査では、災害に関する意識が高まる一方で、防災訓練の参加率は低い等、地域の防災訓練への参加促進等の災害時に備えた平常時からの取組が必要とされています。

○本市の取組においては、引き続き、公共施設等のバリアフリー化を推進すること、また、公共交通の運行内容の改善をはじめ、交通事故が増加傾向にある高齢者に対する交通安全意識の啓発や消費生活に関する情報の更なる周知等、安心して暮らせる環境の整備が必要とされています。一方で、誰もが安心できる生活を送るために、虐待、DV防止に向けた関係機関との連携の強化や、成年後見制度等の情報提供、法人後見事業の整備による利用促進が課題として挙げられています。

○社会福祉協議会の取組においては、災害時に備えた対応の整備が求められています。



このような課題を踏まえ、

「安全で安心して暮らし続けられるまち」づくり

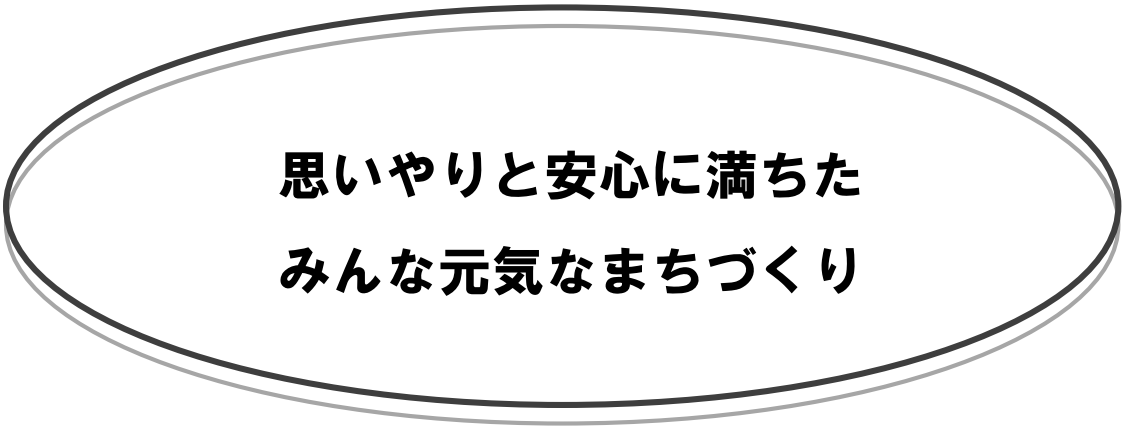
が必要とされています。

第3章 目指すべき地域福祉の姿

1 基本理念

本計画は、すべての人々が、思いやりと安心に満ちた生活環境の中で、みんな元気なまちづくりを進めていくことを目指します。

第2期計画では、第1期計画の取組を更に充実、発展させるため、その基本理念を継承し、より人と人とのつながりを大切にしながら、思いやりと安心に満ちた生活が送れるまちづくりを進めます。



**思いやりと安心に満ちた
みんな元気なまちづくり**

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第1期計画の趣旨を引き継いだ3つの基本目標を定め、地域福祉の普及・推進に努めていきます。

基本目標 1 共に助け合い、支え合うまち

地域福祉を推進していくうえでは、福祉意識の醸成と地域で共に支え合う仕組みづくりが基本的な土台といえます。そのために、市民一人一人の助け合い、支え合う意識の醸成とともに、自治会等の地域活動やボランティア活動の活性化とその活動を支える人材の育成を推進していきます。

基本目標 2 充実した福祉サービスのあるまち

福祉サービスを充実させていくためには、市民が多様な福祉ニーズや課題に応じた適切な福祉サービスが選択でき、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられることが重要となります。そのために、福祉サービスに関する情報提供を充実させるとともに、気軽に相談できる体制及び幅広い地域福祉ネットワークの構築を推進していきます。

基本目標 3 安全で安心して暮らし続けられるまち

市民が住み慣れたまちで安全で安心して暮らしていくために、防災対策をはじめ、住宅、交通、生活、防犯等の環境整備を図っていきます。また、市民一人一人の人権を尊重する支援を推進していきます。

3 計画の体系

【基本理念】

思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり



基 本 目 標	施 策
1. 共に助け合い、支え合うまち	(1) 支え合いの仕組みづくり
	(2) 福祉意識の向上のための取組
	(3) 福祉活動を担う人材の育成
2. 充実した福祉サービスのあるまち	(1) 地域福祉ネットワークの構築
	(2) 地域における福祉サービスの充実
	(3) 相談体制と情報提供の充実
	(4) 福祉サービスの質的向上
3. 安全で安心して暮らし続けられるまち	(1) 暮らしやすい住環境の整備
	(2) 安心して暮らせる環境の整備
	(3) 市民一人一人の人権の尊重

(白場)